

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2021.11月号》

発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。

秋田県の特定最低賃金が変わります。(特定4業種の引上げを答申)

## 守ってね! 秋田県の最低賃金

秋田県最低賃金 (すべての産業に適用されます)	最低賃金額	効力発生日
	時間額 <b>822</b> 円	令和3年10月1日

特定最低賃金 (日本標準産業分類)	最低賃金額 (時間額)	適用する使用者	適用除外労働者 (上記の最低賃金が適用されます)
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	<b>910</b> 円 令和3年12月24日予定	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 左端欄の産業 (2) 左端欄の各産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。)	(1) 各産業共通 ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能習得中の者 ・清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 (2) 電子部品・デバイス等製造業のみ ・電気部品の組立又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	<b>861</b> 円 令和3年12月24日予定		
自動車・同附属品製造業	<b>907</b> 円 令和3年12月24日予定		
自動車(新車)、自動車部品・附属品小売業	<b>869</b> 円 令和3年12月24日予定		

詳しくは秋田労働局賃金室または秋田労働基準監督署までお問い合わせください。

秋田労働局賃金室 018-883-4266・秋田労働基準監督署 018-865-3671

特定最低賃金は今後、異議申出手続き、官報公示などを経て、令和3年12月24日から発行の予定です

求人を出される事業主の皆さまへ

### 求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか?」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

#### 《実際に相談のあったケース》

- ◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。



※なお、求人者の求めに応じて、その募集情報を求人広告としてインターネット等で提供することや、その広告料金を請求することは違法ではありません。

(事業主の皆さま)

秋田市新型コロナウイルス感染症対策

令和3年度

# 離職者採用支援事業補助金のご案内

秋田市では、新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた方の再就職を支援するため、採用企業に対し、雇用継続の確認後、採用支援金を交付します。

秋田市 離職者採用支援事業 🔍

**補助金額**

採用1人当たり最大3ヶ月分を交付(1事業者10人まで ※令和2年度からの通算)

◆正規雇用

**45**万円 = 15万円 × 3ヶ月

◆非正規雇用(労働契約1年以上)

**22万5**千円 = 7.5万円 × 3ヶ月

**対象要件**

他にも対象要件がありますので、事前に秋田市のHPでご確認下さい。

◆対象となる事業主

令和3年3月1日から令和4年3月1日までに対象労働者を秋田市内の雇用保険適用事業所で雇用した事業主

◆対象となる労働者

- ①令和2年2月14日から令和4年2月28日までの間に新型コロナウイルス感染症の影響により事業所の倒産や解雇・退職勧奨・雇い止めを受けた方(離職前に雇用保険に加入していたこと)
- ②再就職先で、正規雇用または非正規雇用(労働契約1年以上)された方

**申請期間**

令和3年4月1日(木)~令和4年3月31日(木) ※申請の期限は、採用日から60日以内

**お問い合わせ**

秋田市産業振興部企業立地雇用課 [市庁舎3階 窓口3-7] 018-888-5734



## ハローワーク秋田 雇用の動き(令和3年9月)

**概況(常用)**

新規求職者は、自己都合離職者が増加したものの、事業主都合離職者の減少や在職求職者の減少により2ヶ月ぶりに減少し、月間有効求職者数は5,934人となり3ヶ月連続で減少した。一方、新規求人数は、コロナ禍以前からの人手不足やコロナ禍で業績を伸ばす企業、また、事業の正常化による県内経済の持ち直しへの期待などから、企業の採用意欲が依然として高く、新規求人数は8ヶ月連続で増加し、月間有効求人数は9,074人となり11ヶ月連続で増加した。これにより、有効求人倍率は1.53倍となり、前年同月比で0.25ポイント上昇、前月比で0.04ポイント上昇した。

こうした中で、求人・求職のミスマッチが拡大していることから、職場見学や職業訓練等を通じてミスマッチの解消を図り、人手不足分野の人材確保の取組を強化する必要がある。

**【用語解説】**

- \* 月間有効求人数: 前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう)と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- \* 月間有効求職者数: 前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう)と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- \* 月間有効求人倍率: 求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

**■有効求人倍率(常用)の推移**

